

日本ユング心理学会認定心理療法士 資格審査規定

制定：平成24年7月1日

第一章 目的

第1条 日本ユング心理学会定款第5条第1項の(2)、及び第2項に基づく認定心理療法士の資格審査を厳正に行うためにこの規定を設ける。

第2条 認定心理療法士の資格審査は、日本ユング心理学会定款第24条第1項に定める資格研修委員会がこれを行う。

第二章 資格

第3条 資格の認定を希望する者は、日本ユング心理学会の定める所定の審査を受けなければならない。

第4条 資格研修委員会は、資格の認定を希望する者に社会通念上著しい欠格があると認めた場合、審査を拒否することができる。

第5条 資格審査に合格し、所定の手続きを完了した者に対して、本学会は「認定心理療法士」の資格認定証を交付し、その氏名等を本学会正会員に公告する。

2 上記の資格認定は、本学会正会員でなくなった時点で失効する。

第6条 資格登録者が、その行為によりその出願のための基礎資格である臨床心理士、及び精神保健指定医等の倫理綱領に抵触した場合、本学会は、資格研修委員会の勧告に基づき、その登録を一定期間停止、または抹消することができる。

第三章 審査

第7条 本資格の審査は、別に定める「日本ユング心理学会『認定心理療法士』出願要件」に基づき、資格の認定を希望する者が提出した書類についてこれを行う。

第8条 資格審査を受けることができる者は、出願時点で次の各号すべてに該当する者とする。

- 一. 本学会に正会員として2年以上連続して在籍している者。
- 二. 日本ユング心理学研究所における「ユング心理学基礎課程」を修了した者。
- 三. 臨床心理士の資格取得後常勤として5年以上の心理臨床経験、または、精神保健指定医・関連諸学会認定医の資格を有する者。

第9条 資格審査を申請する者は、所定の申請書、証明書等に審査料を添えて申請する。

第10条 資格審査は書類審査により、随時これを行う。

第四章 改正

第 11 条 この規定の改正は、本学会資格研修委員会における審議を経て、理事会において理事の 3 分の 2 の議決によって行う。

附則 この規定は、平成 24 年 7 月 1 日より施行する。